

令和2年 6月 8日

塩竈市教育委員会  
教育長 吉 木 修 様

塩竈市いじめ防止等対策委員会  
委員長 加 納 清 厚  
(公印省略)

塩竈市におけるいじめ防止等の対策について (答申)

このことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 いじめの早期発見、早期対応、継続的な指導について

中学生の時期になると、いじめを受けた生徒がSOSを出すためには勇気が必要であり、被害を伝えることが難しい場合がある。児童生徒が早期に担任等に伝えることができるように、アンケート調査の実施や、児童生徒が相談しやすい体制づくりを行うとともに、児童生徒の変化に気づくように、教員も感性を磨いていかなければならない。また、学校の対応後、いじめの状態が解決しても、その後の経過を丁寧に見ていく必要がある。

いじめの状態はストップしても、加害者側の心情が見えにくい場合があり、まだ解決しなければならない根の深い問題があるのか、言葉にはしなくても改心しているのか、指導後の加害者側の言動をよく見ていくことで、その変容をとらえていくことが大切である。

#### 2 SNSに関するトラブルへの対応について

昨年度、市内の学校においてメールによるいじめがあり、学校の適切な指導・対応により解消している。SNSによる誹謗・中傷や金銭強要などのいじめが全国的に発生しており、学校内だけで解決することが難しいケースも増えている。その状況に応じて警察等に相談するなど、関係機関と連携した対応が求められる。また、スマートフォン等の使用に関しては、保護者への啓発を継続して行う必要がある。

これまで子供たちの生活の中に少しずつ入ってきた情報機器は、近年のICTの進歩及び新型コロナウイルス感染症対策の影響で急速に進み、様々な場面で多くの児童生徒が活用するようになった。このような時期だからこそ、表面に見えるものへの対応だけでなく、それを使う人への指導、人間関係の在り方への指導が大切となる。児童生徒に対して情報機器の望ましい使い方、「温かい使い方」を指導していくことが学校教育の役割であると考えている。